

公益社団法人広島県社会福祉士会広告掲載取扱規程

(目的)

第1条

この要項は、公益社団法人広島県社会福祉士会（以下「本会」という。）が発行する「広告物」について、その基本的取扱い基準を定めることを目的とする。

(広告物)

第2条 この規程において「広告物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 定期発行する会員向け通信、会報
- (2) 広報啓発を目的とした講演会等のレジュメを掲載した冊子等
- (3) 本会ホームページ、ブログ、フェイスブック
- (4) その他理事会の承認を得て発行する冊子等

(取扱基準)

第3条 本会が取り扱うことのできる基準は、次に掲げるとおりとし、すべての条件を満たすことを必要とする。

- (1) 本会会員にとってメリットがある情報であること
 - (2) 公益法人として不特定多数の者の利益の実現に資する情報であること
 - (3) 会員に対してデメリットがない情報であること
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、取り扱うことはできないものとする。
- (1) 公益法人としての社会的信用を傷つける恐れがある場合
 - (2) 依頼主が、政治、思想、宗教等の団体であって、それに関連する活動である場合
 - (3) 依頼主の所在、事業実体等が不明確な場合
 - (4) 本会の行う事業と競合し、支障が生ずる恐れがある場合

(採否決定)

第4条 取り扱いの採否は、前条の基準に基づき、事務局長の決裁をもって決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、判断が難しい場合は、広報部会において協議し、必要に応じて理事会に諮り決定するものとする。
3. 事務局長は、採否結果を依頼主へすみやかに通知するものとし、採用の決定を通知するときは、第5条に規定する広告原稿の提出期限を明示しなければならない。
4. 採用決定後、依頼主が前項の提出期限までに提出しなかったときは、事務局長は不採用の決定をすることができる。

(広告原稿)

第5条 本会が取り扱う広告物は、依頼主が作成した完全版下原稿とする。

2. 事務局長は、事前に依頼主に対して広告物となる原稿の提出を求め、その具体的な内容に関して必要に応じ修正を求めることができる。

(広告料金)

第6条 広告料金は、別表のとおりとする。

2. 広告物が、本会の後援事業等の案内であつて、広報部会の判断により、第3条第1項第1号及び第2号の規定に合致し特に有効または有益と認められるときは、無料で掲載または同封することができる。
4. 同封物が重量を伴い、機関誌の送料増加が認められる場合は、依頼主と協議のうえ、第1項に規定する広告料金とは別途、依頼主に対して送料増加相当額の負担を求めることができる。

(広告料金の見直し)

第7条 広報部会は、前条の広告料金について、機関誌の発行部数の増加、実勢価格等を勘案し、毎年度末毎に見直しのための検討を行うものとする。

2. 前項の検討により、改定が必要と判断したときは、当該年度末までに理事会に諮るものとし、理事会の承認を経て次年度から適用する。

(掲載後の対応)

第8条 広告が掲載された広報物が発行されたときは、事務局は速やかに依頼主へ広告料の請求書を送付するとともに、当該機関誌1部を送付し報告しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成25年10月20日から施行する
- 2 平成26年1月19日 一部改正 同1月19日施行
- 3 平成27年12月13日 一部改正 同12月13日施行

別 表

内容	期間・回数	料金(税別)
「会報紙」記事掲載	1年(6回発行) 半頁(A5) 巻末広告集	60,000円
	1年(6回発行) 四半頁(A6) 巻末広告集	30,000円
	1年(6回発行) 八半頁(A8) 巻末広告集	20,000円
	単発(1回のみ) 半頁(A5) 巻末広告集	15,000円
会報紙へのチラシ同封	1回 A4・1枚	30,000円
ホームページ掲載	1年掲載	60,000円
ホームページ記事掲載	1回(1か月ごと)記事掲載	5,000円